

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
 （公印省略）

D P C 対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年7月22日に提出すべき、平成25年4月分から平成25年6月分までのD P Cデータの提出に遅延等が認められたため、平成25年9月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
北海道釧路市春湖台1番12号 市立釧路総合病院	平成25年9月1日から 平成25年9月30日まで
栃木県足利市五十部町284-1 日本赤十字社栃木県支部足利赤十字病院	
千葉県印西市鎌苅1715 日本医科大学千葉北総病院	
東京都東村山市諏訪町3丁目6番地1号 公益財団法人結核予防会新山手病院	
富山県高岡市永楽町5番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	
大阪府堺市南区原山台2丁7番1号 近畿大学医学部堺病院	

病 院 名	適 用 期 間
兵庫県神戸市垂水区名谷町字梨原2350番2 医療法人社団堇会名谷病院	平成25年9月1日から
兵庫県伊丹市車塚3丁目1番地 公立学校共済組合近畿中央病院	平成25年9月30日まで